



2019年11月 第88号

産業文化通信

JCI産業文化協同組合 技能実習生受入事業部発行

東京都千代田区神田鍛冶町 3-6-7 6階

TEL: 03-3525-4838



向寒の候、組合員の皆様におかれましては、益々ご清祥の事とお慶び申し上げます。
技能実習責任者の皆様に受けていただく【技能実習責任者講習】の受講期限があと6ヵ月と
なりました。(猶予期間は2020年3月31日に終了します。期限間際のお申込みは大変な混雑が
予想されます。)

まだ受講がお済みでない実習責任者の方は、急ぎお申し込みをお願い致します。

ジェイウェック共済協同組合の名称変更について

実習生が労災以外のケガ・病気で病院にかかった際の医療費※は、【ジェイウェック共済】にて
補償されます。

※健康保険適用後の3割自己負担分の全額(歯科・産婦人科・入国前の持病・整骨院は不可)

現在 JCI 産業文化協同組合の受入れ実習生は全員この【ジェイウェック共済】に加入いただ
いておりますが、11月1日よりジェイウェック共済の名称が変更となります。

【新名称】 国際人材育成共済協同組合 (略称: IHD 共済)

現在加入いただいております共済の契約につきまして、特に変更手続き等していただく必要は
ございません。今後も実習生が病院にかかった際は今まで通り請求が可能です。

医療費を企業様等で立替払いしていただいた際の振込元名称が変わりますので、ご注意下さい。

ベトナム・カンボジア・フィリピン人実習生の扶養控除申請について

ベトナム・カンボジア・フィリピン人の実習生は、日本人同様、扶養控除・配偶者控除の申告を行い、
適用を受けた後、税金を納める必要が有ります。

国外居住親族(母国の家族)の扶養控除申請を行う場合は、【親族関係書類】と【送金証明】の提示が
必要です。※詳細な説明は裏面に掲載いたします。

送金証明書(実習生が組合経由で作成した SBI カードを使用して母国に送金した分)は、11月中旬以降
SBI レミットから組合へ発送される予定であります。届き次第各企業様分を取りまとめ郵送致します。

※実習生の年末調整につきまして、ご不明な点がございましたら、組合担当者までお問合せください

不法就労防止対策について

日本国内の人手不足が深刻になる中、不法滞在者や就労許可のない外国人の不法就労が問題と
なっております。実習生以外に外国人を雇用される場合は、必ず在留カードの【在留資格】と【在留期限】
を確認してください。不法就労させた場合、事業主も処罰の対象となりますので、是非お気を付けください。